

- 5/25（火）に、国や自治体が防災訓練を企画・実施する際の基本方針を定める「総合防災訓練大綱」（中央防災会議決定）が改定され、「地方公共団体等における防災訓練の実施例」の一つとして、新たに、「災害廃棄物の都道府県単位での処理体制の確保に関する訓練」が位置付けられた。
- 今後、都県が災害廃棄物処理の訓練を実施する場合には、関東地方環境事務所としても積極的に連携していきたい。また、都県の総合防災訓練の現場等での関係各機関との連携強化及び顔の見える関係の構築に引き続き取り組んで参りたい。

（参考）令和3年度総合防災訓練大綱（令和3年5月25日 中央防災会議決定）（抜粋）

5. 地方公共団体等における防災訓練等

（3）地域の実情に応じた訓練

各地域により訓練が必要とされる災害の種類等が異なることから、地震災害、津波災害、風水害、竜巻災害、土砂災害、火山災害、雪害、原子力災害等の過去の災害発生履歴等を踏まえ、当該地域において特に訓練の必要性が高い災害を想定し、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練の積極的な実施に努める。（中略）

（別紙2「地方公共団体等における防災訓練の実施例」参照）

＜別紙2 地方公共団体等における防災訓練の実施例＞

5 ライフラインの確保・対応、物資の調達・輸送等の訓練

防災関係機関等が一体となって、ライフライン等の確保、情報化対応及び物資の調達・輸送等の円滑化に向け、以下の訓練に努める。

- 通信・電力・ガス・上下水道等のライフラインの地域、企業等において行う代替手段等の確保、関係機器の点検とその使用方法の習熟等の訓練
- ライフライン施設における、相互応援も含んだ応急復旧等の訓練
- 災害廃棄物の都道府県単位での処理体制の確保に関する訓練 ←追加
- 住居、事務所等の倒壊に備えた応急用資機材の確保、調達、応急復旧等の訓練（以下略）

災害廃棄物処理に係る都県との連携強化について

公表資料

災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルについて(1/2)

2020年8月7日
防衛省

目的

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨など、近年の大規模災害では広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生し、被災自治体のみでは対応できず、応援自治体等の支援を受け、環境省・自衛隊・ボランティアなどの関係者が連携して災害廃棄物の撤去を実施。

今般、環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、防災基本計画（令和2年5月）に基づき、防衛省、環境省、都道府県、市町村、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応、自衛隊の活動終了に伴う対応等について整理した「災害廃棄物撤去に係る連携対応マニュアル」を共同で策定し、関係者に周知して、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るよう協力態勢を構築する。

マニュアルの概要

1 基本事項

- 災害廃棄物は、発災時には被災家屋の片付け等により一度に大量に発生。生活環境の保全等のため、円滑・迅速な処理が非常に重要
- 災害廃棄物処理の3原則（「①安全」「②スピード」「③費用」）に基づき仮置場における適切な分別等を推進

2 関係機関の役割分担・連携

- (1) 環境省<廃棄物処理の所管省庁、活動の総合調整>
 - ・ 環境省現地支援チームを派遣し、広域の応援体制の調整、発災時の役割分担に係る関係省庁、都道府県、市町村との総合調整
 - ・ 市町村に対する財政支援策の周知や、市町村における民間事業者との協定締結の促進を含めた助言
- (2) 都道府県<都道府県内の全般的な活動調整>
 - ・ 都道府県現地対策本部における活動調整、市町村への支援（受入れ施設等の調整）、環境省への協力要請、広域的な支援体制の確保に向けた調整等
- (3) 市町村<廃棄物処理に責任>
 - ・ 災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理
 - ・ 事前に災害廃棄物処理に係る計画等を作成し、仮置場や処理施設等の確保や関係機関との連携体制の構築
- (4) 防衛省・自衛隊<事態やむを得ないと認める場合の応急対策>
 - ・ 事態やむを得ないと認める場合（公共性、緊急性及び非代替性を総合的に勘案して判断）に必要な支援を実施
 - ・ 被災都道府県の要請に基づき、災害廃棄物の撤去目的、活動範囲、活動期間等を明確にした上で、応急対策として活動を実施

3 平時の取組等

- (1) 市町村
 - ・ 初動対応時の業務手順の規定、災害廃棄物処理計画の策定と見直し、仮置場候補地及び災害支援協定の内容を把握してリスト化、自衛隊の担当者と連絡先を共有
- (2) 都道府県
 - ・ 市町村の災害廃棄物処理計画の策定と見直しを支援、広域的な相互協力体制の整備、自衛隊の担当者と連絡先を共有

災害廃棄物処理に係る都県との連携強化について

公表資料

災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルについて(2/2)

(3) 環境省

- ・ 関係機関の役割分担を明確化して各関係機関との連絡調整スキームを確立、市町村での仮置場候補地の事前検討を含む災害廃棄物処理に係る計画の策定の促進
- ・ 「災害等廃棄物処理事業費補助金」等による財政支援を市町村に対して周知し、理解を促進
- ・ 災害廃棄物の分別の必要性に係る認識の統一、市町村における民間事業者との協定締結の促進及び締結状況の把握
- ・ 環境省と防衛省において、本省間及び地方レベル間における顔の見える関係構築

(4) 防衛省・自衛隊

- ・ 環境省と防衛省において、本省間及び地方レベル間における顔の見える関係構築（主として、陸上自衛隊の各方面総監部及び各師団・旅団司令部と地方環境事務所の担当者との間においても連絡先を共有）

4 発災時の対応

(1) 被災市町村

- ・ 市町村職員等の同行や立会い、住民への周知、仮置場の適切な管理、民間事業者との早期契約
- ・ 必要に応じて、適切な収集運搬車両（自衛隊では所有していない小回りの利く車両など）の手配

(2) 都道府県

- ・ 市町村からの支援ニーズの把握、広域的な協力体制の確保、周辺市町村や民間事業者との連絡調整、災害廃棄物処理全体の進捗管理
- ・ 都道府県内では処理が困難になった場合や、被災都道府県から受入れ要請があった場合、受入れ施設の確保に係る調整

(3) 環境省

- ・ 環境省本省：発災時の役割分担に係る関係省庁、都道府県、市町村との総合調整を実施するとともに、広域の応援体制に係る支援や、都道府県を跨ぐ災害廃棄物の受入体制等に関する調整
- ・ 環境省現地支援チーム：全体調整、周辺状況確認調査、環境省本省への不足収集運搬車両の支援要請、自治体への助言等

(4) 防衛省・自衛隊

- ・ 現地調整会議（関係省庁、被災都道府県・市町村等との調整会議）で決定した役割分担の下、住民の生活圏のうち、幹線道路、生活道路、その周辺等の社会活動に影響の大きい場所からの災害廃棄物の撤去（民間事業者等へ移行するまでの応急対策）
- ・ 重量があり、一般の住民のみでは積込みや積み下ろしが困難な大型災害廃棄物の運搬支援を実施する等、適切に役割分担
- ・ 必要に応じて、作業開始前の現場写真撮影、重機操作を含む災害廃棄物の収集運搬車両への積込み、仮置場への運搬、市町村の管理の下での仮置場管理支援、環境省等と連携した作業工程表の作成の支援等を実施

(5) ポランティア・N P O（協力が得られる場合）

- ・ 被災家屋からの災害廃棄物の搬出を中心に実施

5 自衛隊の活動終了に伴う対応

- ・ 事前に、災害廃棄物の撤去に係る所要を市町村との間で共有し、自衛隊の活動終了に伴う業務の引継ぎ要領について調整
- ・ 現地調整会議や現地対策本部会議等において、関係省庁、都道府県、市町村（首長を含む）等の関係者が一堂に会した場で認識の共有を図り、自衛隊は民間事業者等に業務を引継ぎ

災害廃棄物処理に係る都県との連携強化について

(参考)災害廃棄物の撤去等に係る考え方及び調整フロー(一例)について

